

浦安市一般廃棄物処理基本計画の改定について

(答 申)

平成25年 3月

浦安市廃棄物減量等推進審議会

目 次

1. はじめに	1
2. 浦安市の廃棄物処理の現状	2
(1) ごみ排出量の現状	2
(2) 現計画の計画目標に対する達成状況の検証と新計画の目標値	2
3. 浦安市の廃棄物処理に関する課題	4
(1) 発生抑制・排出抑制に係る課題	4
(2) 再資源化に係る課題	5
(3) 収集・運搬に係る課題	6
(4) 中間処理に係る課題	8
(5) 最終処分量に係る課題	8
(6) その他の課題	9
4. 一般廃棄物処理基本計画の基本フレーム	10
(1) 一般廃棄物処理基本計画の基本理念の考え方	10
(2) ごみ処理基本計画の基本方針の考え方	10
(3) ごみ処理基本計画の数値目標のあり方と主な施策	11
(4) 生活排水処理基本計画の基本方針の考え方	13
5. 重要施策のあり方について	14
(1) 普及・啓発のあり方について	14
(2) 市民との協働による再資源化のあり方について	15
(3) 事業系ごみ対策の推進について	15
(4) 使用済小型電子機器等の再資源化のあり方について	16
(5) ごみの減量促進について	16
6. おわりに	17
浦安市廃棄物等減量審議会の委員名簿	18

1. はじめに

浦安市（以下、「本市」という。）では、「浦安市一般廃棄物処理基本計画」（以下、「現計画」という。）を平成19年3月に策定し、「人と自然が共生する循環型都市を実現する」を基本理念として、各種の取り組みを計画的に実施してきました。

しかし、現計画の策定以降、我が国においては、平成20年3月に、循環型社会形成推進基本法に基づき各種計画の方向性を示した「循環型社会形成推進基本計画」の改定がなされ、また、平成22年12月に、「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本方針」の改正がなされるなど、廃棄物分野においての制度の改正や整備が進められてきました。

また、国際的に見ても、平成24年6月に、国連持続可能な開発会議が開催（リオデジャネイロ）され、グリーン経済へ向けた取り組みの推進、持続可能な開発を推進するための制度的な枠組み、防災や未来型のまちづくりなどの取り組みについて議論されました。日本は、「環境未来都市」の世界への普及、世界のグリーン経済移行への貢献、災害に強い強靱な社会づくりを推進することを表明しました。経済成長を維持しながら環境負荷を軽減する社会経済づくりが、世界全体の潮流となっています。

本市では、平成21年1月から一般廃棄物処理手数料の改正など、各種施策の実施によって、家庭系ごみ原単位及び事業系ごみ量の基本目標は達成されました。また、平成23年3月11日に発生した東日本大震災による焼却残渣再資源化施設の操業停止による影響もあり、現計画に示されているごみ処理基本目標の見直しが求められていました。

一般廃棄物処理基本計画は、「ごみ処理基本計画策定指針」（平成20年6月環境省策定）により、概ね5年ごとの見直しが示されていることから、現計画の改定にあたり、平成24年8月に、市長から当審議会に対して、「浦安市一般廃棄物処理基本計画の改定について」諮問がなされました。

当審議会は、これを受けて、本市の廃棄物処理の現状と課題を整理し、一般廃棄物処理の基本的方向性を示す基本フレームなどについて審議を重ねた結果、結論を得たのでここに答申するものです。

浦安市廃棄物減量等推進審議会

会長 下田 直樹

2. 浦安市の廃棄物処理の現状

(1) ごみ排出量の現状

浦安市のごみ処理の現状を把握するため、本市のごみ処理状況を整理します。本市のごみ排出量の推移を図1に示します。

本市のごみ排出量は直近5年で見ると平成19年度の73,455tから減少し、平成23年度には65,359t（約11%減）となっています。

家庭系ごみ量においては、平成23年度で増加し、42,473tとなっています。

事業系ごみ量においては、総排出量と同様の傾向を示し、平成23年度には22,886tとなっています。

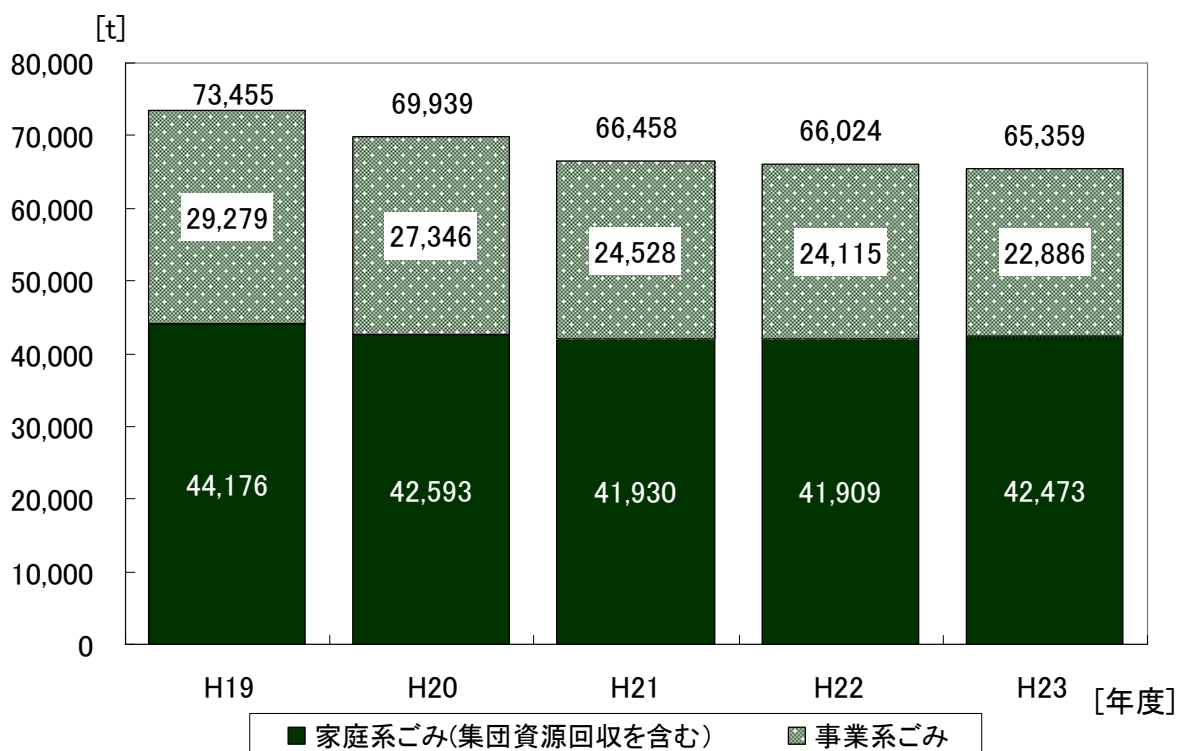


図1 本市のごみ排出量の推移

(2) 現計画の計画目標に対する達成状況の検証と新計画の目標値

各種施策の実施効果等を検証し、今後の施策展開のあり方を検討するため、現計画の計画目標に対する達成状況を整理します。現計画の計画目標に対する達成状況を表

1に示します。なお、現計画では、計画目標年度を平成28年度としています。

計画目標の家庭系排出量原単位については、計画目標が662.0g/人日であることから、直近年の平成23年度（625.8g/人日）では順調に推移していると言えます。

次に、計画目標の事業系排出量については、計画目標が28,871トンであるのに対して、直近年の平成23年度が22,886トンであることから、順調に推移していると言えます。

計画目標の再資源化率については、計画目標が30%以上であることから、直近年の平成23年度（20%）より、達成は難しいと言えます。

計画目標の最終処分量については、計画目標が1,936トンであることから、直近年の平成23年度（4,947トン）より、達成は難しいと言えます。

なお、新計画では、最終処分量の減量に効果的なエコセメント化事業が不透明なため、目標設定は見送り、次回の見直し時期に再設定します。

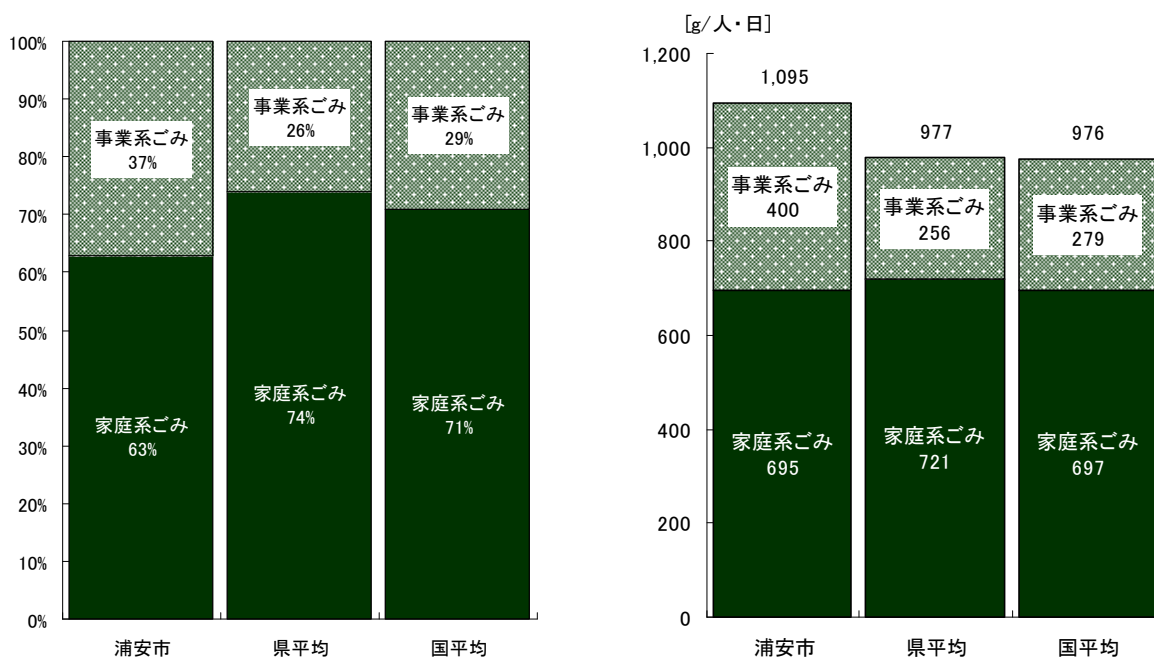
表 1 現計画の目標に対する達成状況と新計画の目標値

年度、区分 項目	H19計画 H28最終目標	H23実績	H28 (新)基本計画 中間目標	H32 (新)基本計画 最終目標
家庭系 (集団資源回収を除く) 排出量原単位	662.0 g/人・日	625.8 g/人・日 達成	594.4 g/人・日 31g/人・日 削減	563.2 g/人・日 63g/人・日 削減
事業系 排出量	28,871 t	22,886 t 達成	22,312 t 3%削減	21,476 t 6%削減
再資源化率	30%以上	20 % 未達成	21 % 1 ポイント向上	23 % 3 ポイント向上
最終処分量	1,936 t 50%以上	4,947 t 未達成	目標設定せず	

3. 浦安市の廃棄物処理に関する課題

(1) 発生抑制・排出抑制に係る課題

本市の平成22年度の実績値1,095g/人・日は、類似自治体平均889g/人・日、全国平均値976g/人・日、県平均977g/人・日を上回っています。



【家庭系ごみと事業系ごみ構成比】

【家庭系ごみと事業系ごみの原単位】

出典：環境省一般廃棄物処理実態調査

図2 家庭系ごみと事業系ごみ（平成22年度）

本市では、ごみ問題を解決し、循環型社会を形成するために4Rを推進しており、4Rの中でもリフューズ（断る）、リデュース（抑制する）に係る取り組みが最も重要と考えています。より一層のごみの発生・排出抑制に係る取り組みを継続、拡充し、市民・事業者の排出抑制、再資源化を喚起していくことが課題となります。

市民が4Rに取り組むために市が実施している、ビーナスプラザでの環境学習、フリーマーケット、不用品の再生事業、エコショップ認定制度などについても市民に十分認識され、活かされるよう広報・啓発を強化する必要があります。

本市のごみの特徴として、事業系ごみの占める割合が37%と高く、国平均と比較して事業系ごみが8ポイント、県平均と比較して事業系ごみが11ポイント高い値となっています。また、1事業所あたり排出量については、5,221kg/年

となっており、県平均2,631kg/年、国平均2,089kg/年より大幅に高い値となっています。

表2 1事業所あたり排出量（平成22年度）

項目	区分	浦安市	千葉県平均	国平均
	事業所数 [事業所]		4,619	219,196
人口 [人]		165,128	6,162,736	127,302,032
人口当たりの事業所数 [事業所/千人]		28	36	50
事業系ごみ排出量 [t]		24,115	576,751	13,278,106
1事業所あたり排出量 [Kg/年]		5,221	2,631	2,089

事業所数は、平成21年 経済センサス基礎調査
 県・国の事業系ごみ量は、環境省一般廃棄物処理実態調査平成22年度
 1事業所あたり排出量＝事業系ごみ排出量(t)÷事業所数(事業所)×1,000

多量排出事業者に対して環境リーダーの設置、環境学習への積極的な参加、環境管理システムの構築、社員に対する環境教育の実施などを啓発し、また、少量排出事業者にも自己処理責任の徹底を図ってきたところですが、今後はいずれにも属さない事業者に対して、発生・排出抑制の取り組みを強化する必要があります。

事業系ごみは排出者責任で処理・再資源化することが原則であることから、事業系ごみに対する発生・排出抑制の取り組みを推進し、更なる削減を図ることが課題となっています。

(2) 再資源化に係る課題

本市の再資源化率21.9%は、県平均を2.9ポイント下回っています。排出段階における資源物の分別を徹底することが課題です。

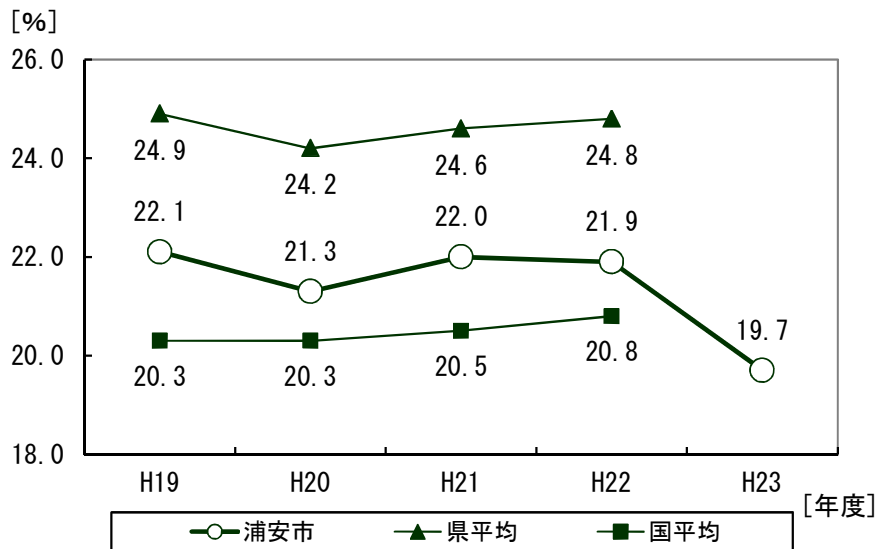


図3 再資源化率の推移

また、平成23年度の実績は19.7%となっており、平成19年3月基本計画においての再資源化目標（中間目標の平成23年度：23.6%）を達成していないことから、今後もさらなる再資源化を進め、貴重な資源の有効活用を図る取り組みが必要です。

資源物の集団資源回収や拠点回収については、これらの回収システムを利用していない市民が多く、事業が十分に活かされていないことから集団資源回収及び拠点回収の活用を促進することが課題となっています。

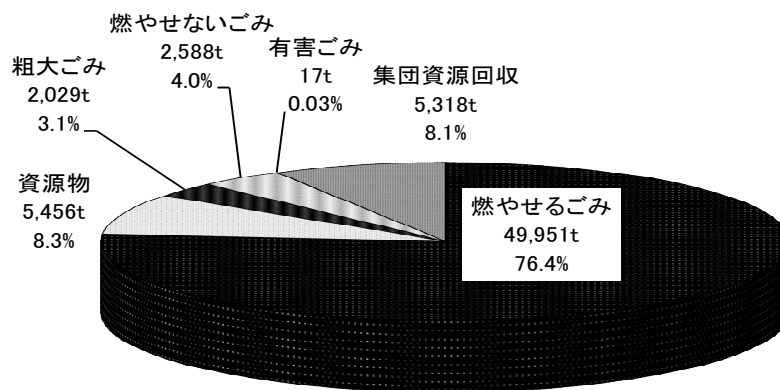
(3) 収集・運搬に係る課題

種類別ごみ排出量の内訳を図4に、燃やせるごみの種類組成（乾燥重量比）を図5に示します。

ごみ排出量のうち約76.4%を燃やせるごみが占めています。

その中でも、紙・布類は約49.5%を占めています。この内8割～9割が紙類となっています。

このことから再資源化可能な資源物が燃やせるごみに混入していることがわかります。



(平成23年度)

図4 種類別ごみ排出量の内訳

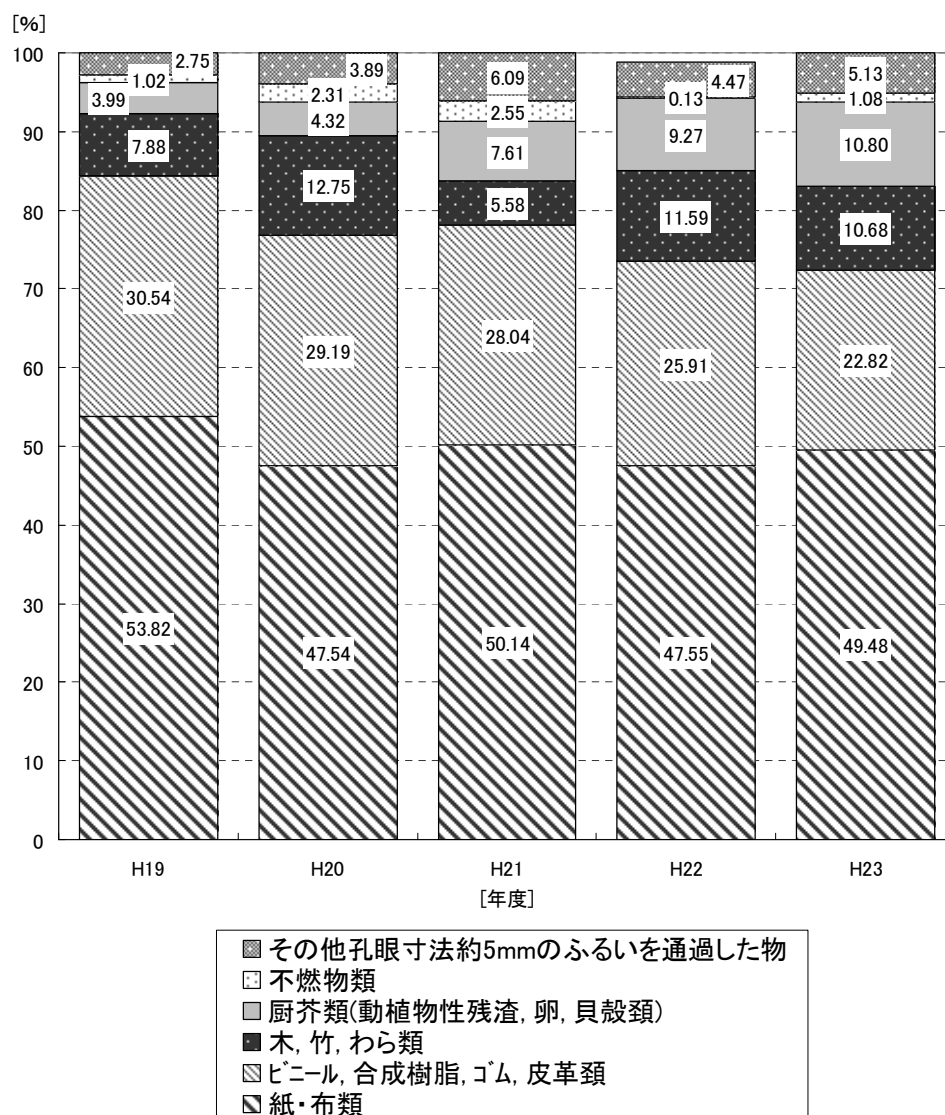


図5 燃やせるごみの種類組成 (乾燥重量比)

資源物の再資源化活動として市の資源分別収集に協力している市民が大多数を占めているもののごみ質調査結果からは紙類が非常に多く、市民の意識とごみ質の実

態とに格差が生じています。このことからもごみの排出状況についての情報を正確にわかりやすく伝え、資源物を分別して排出することの徹底が課題となっています。

また新たな分別品目の検討を行い再資源化率の向上及び最終処分量の削減を推進する必要があります。

(4) 中間処理に係る課題

安全かつ安定した処理を継続するために、本市において可能な限り処理量を抑制するとともに、ごみ質の安定化を図る必要があります。

また、浦安市クリーンセンターの焼却処理施設は稼働から17年経過しましたが、平成24年4月より、クリーンセンターを包括的に民間業者に委託する長期包括責任委託事業を開始しました（平成34年3月まで）。事業期間を通じた公共財政負担の軽減、事業リスクの適切な分担等が可能となりましたが、こうした手法含め、将来にわたって長期的に処理を継続するために、今後の管理運営・施設整備について検討する必要があります。

新たな分別の検討については、これまで情報収集に留まっています。小型家電リサイクル法の施行や容器包装リサイクル法の改正などを踏まえ、分別品目の検討や分別に対応した処理体制の構築及び施設の整備を推進することが課題となっています。

(5) 最終処分量に係る課題

本市は最終処分場を有していないため、これまで焼却灰の一部を市外の民間の最終処分場で処分し、大半をエコセメント化して再資源化することにより、最終処分量の削減に努めてきました。

しかし、東日本大震災の影響によりエコセメント化している事業者が操業できない状況となり、焼却灰のほぼ全量を民間の最終処分場で処分しています。

こうした現状を踏まえ、ごみの発生・排出抑制、再資源化と焼却残渣の有効利用を推進することにより、今後さらに、最終処分量を削減することが課題となっています。

なお、エコセメント化事業の再開を期待するとともに、焼却残渣の再資源化手法に関する調査・研究をしていきます。

(6) その他の課題

廃棄物を正しいルールで排出することは、市民・事業者の責務です。しかし、現実にはルールを無視して不法投棄する者が後を絶ちません。

環境保全の観点から、不法投棄の防止策を検討する必要があります。

医療廃棄物のうち、在宅医療に伴って排出される注射針は、高齢社会の進展、医療技術の進歩により増加します。注射針による針刺し事故など医療廃棄物処理対策の検討が必要です。

東日本大震災の教訓、各地における災害とその後の対応を検証し、今後の災害時などにおける廃棄物処理対策を検討する必要があります。

このように前述の課題に属さないものについても対策を講じることが課題となっています。

4. 一般廃棄物処理基本計画の基本フレーム

地球環境や地域環境を健全な状態にして将来の世代に引き継ぎ、人類が持続的に発展するためには、これまでの大量生産・大量消費・大量廃棄型の経済社会から、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷を低減した循環型社会に転換していく必要があります。それには、市民・事業者一人ひとりが、これまでの価値観やライフスタイルを見直すとともに、市民・事業者・行政の3者が各々の役割と協働の基に、それぞれの立場で環境に配慮した具体的な行動を起こすことが最も重要と考えます。

そこで、浦安市一般廃棄物処理基本計画の改定にあたって、今後の本市の基本的方向性を明確にするため、(1) 一般廃棄物処理基本計画の基本理念の考え方、(2) ごみ処理基本計画の基本方針の考え方、(3) ごみ処理基本計画の数値目標のあり方と主な施策及び(4) 生活排水処理基本計画に関する基本方針の考え方について、次のとおり提言します。

(1) 一般廃棄物処理基本計画の基本理念の考え方

本市では、平成15年に「浦安市環境基本条例」で「人と自然とが共生する水と緑で囲まれた快適な環境都市」を望ましい環境像として定めています。

また、現在改定中の環境保全に関する施策を総合的・計画的に推進するための「浦安市第2期環境基本計画」及び東日本大震災からの復旧・復興に取り組むための方針となる「浦安市復興計画」の趣旨に考慮しながら、市民・事業者・行政が協働して、4Rを推進し、環境への負荷が少ない循環型社会の形成を目指すこととしています。

上記の内容を勘案し、一般廃棄物処理基本計画の基本理念については、「人と自然が共生する循環型都市を実現する」とすることが望ましいと考えます。

(2) ごみ処理基本計画の基本方針の考え方

基本理念に基づく循環型廃棄物処理システムの確立を目指すため、以下に示す項目をごみ処理の基本方針とし、これらの基本方針に沿って快適な環境都市を実現していくことが望ましいと考えます。

方針1 4Rに基づく廃棄物処理システムづくりの推進

循環型社会を構築するために、第一にごみになるものを断る（Refuse）し、第二にごみの発生を抑制（Reduce）し、第三に再使用（Reuse）し、第四に再生利用（Recycle）を進め、残ったものを適正処理により熱回収し、最後に適正処分する廃棄物処理システムづくりを推進することが重要と考えます。

方針2 市民・事業者・行政の役割分担に基づく廃棄物処理システムづくりの推進

市民・事業者・行政がそれぞれの役割を分担することを前提とした3者のパートナーシップに基づく廃棄物処理システムづくりを推進することが重要と考えます。

方針3 安心・安全で環境負荷の少ない廃棄物処理システムづくりの推進

ごみの収集・運搬から中間処理・最終処分に至るまで、安心・安全で環境負荷の少ない廃棄物処理システムづくりを推進することが重要と考えます。

方針4 経済性を考慮した効率的な事業運営の推進

ごみ処理費用をできるだけ低減するために、収集・運搬から中間処理・最終処分に至るまで、経済性を考慮した効率的な事業運営を推進することが重要と考えます。

(3) ごみ処理基本計画の数値目標のあり方と主な施策

国及び千葉県の減量化・再資源化目標を踏まえた上で、本計画に示す様々な取り組みを推進することにより、以下に示す3つの目標を設定することが望ましいと考えます。

目標1 家庭系ごみ原単位63g/人・日以上削減

家庭系ごみについては、4Rをさらに推進し、既存施策の充実を図るとともに、特に下記の発生抑制・排出抑制施策等を実施・拡充することにより、平成32年度における家庭系ごみ原単位を平成23年度と比較して63g/人・日以上削減することを目指すことが望ましいと考えます。

- ① 4 Rに関する情報提供の推進
- ② 出前ビーンズなどを介した実地・体験学習の推進
- ③ エコショップの利用拡大
- ④ 生ごみの減量・堆肥化の推進

目標2 事業系ごみの約6%以上の削減

事業系ごみについては、既存施策の充実を図るとともに、特に下記の発生抑制・排出抑制施策等を実施・拡充することにより、平成32年度における事業系ごみ量を平成23年度と比較して約6%削減することを目指すことが望ましいと考えます。

- ① 自己処理責任の徹底
- ② 多量排出事業者などへの排出指導の強化
- ③ 発生抑制・再資源化を推進するためのマニュアルの作成
- ④ 紙類、食品残渣の再資源化の推進
- ⑤ 資源の分別、排出ルールの厳守

目標3 再資源化率約23%以上の実施

既存施策の充実を図るとともに、特に下記の再資源化施策等を実施・拡充することにより、平成32年度における再資源化率約23%以上の達成を目指すことが望ましいと考えます。

- ① 資源物の分別排出の徹底
- ② 集団資源回収の推進
- ③ 使用済小型電子機器等の分別・再資源化
- ④ 中間処理後の再資源化
- ⑤ 焼却残渣の再資源化

* 最終処分量の目標

本市では市原エコセメント株式会社に焼却残渣のエコセメント化を委託してきましたが、平成23年3月11日に発生した東日本大震災による東京電力(株)福島第

一原子力発電所の事故の影響により処理ができないため、再資源化が困難となっています。

エコセメント化事業の再開が待たれるところではありますが、それまでの間、代替できる再資源化技術に関して調査・研究し、採用可能であれば積極的に導入を検討・実施していくことが重要です。

なお、前回計画では最終処分量の目標値を設定していましたが、本計画の見直しに際しては実績値よりも計画値の方が増加することとなるため、目標値として表記しないことが望ましいと考えます。

(4) 生活排水処理基本計画の基本方針の考え方

基本理念に基づく生活排水処理システムの確立を目指すため、以下に示す項目を生活排水処理の基本方針とし、これらの基本方針に沿って快適な環境都市を実現していくことが望ましいと考えます。

方針1 生活雑排水の適正処理の推進

公共用水域の水質保全のために、単独処理浄化槽や汲み取りし尿から、生活雑排水の処理が可能な公共下水道や合併処理浄化槽への転換を図っていくことが重要と考えます。

方針2 効率的なし尿・浄化槽汚泥処理システムづくりの推進

今後、減少が予想されるし尿・浄化槽汚泥を効率的に収集・処理できるシステムづくりに努めていくことが重要と考えます。

5. 重要施策のあり方について

浦安市一般廃棄物処理基本計画の改定では、今後の浦安市の中・長期的な廃棄物処理に関するビジョンを示すこととなっています。

そこで、当審議会では、近年の社会動向、本市の地域事情及び施策実施状況等を検証した結果、浦安市一般廃棄物処理基本計画の改定にあたって、特に重要な取組み及び検討を要する事項として「(1) 普及・啓発のあり方について」、「(2) 市民との協働による再資源化のあり方について」、「(3) 事業系ごみ対策の推進について」、「(4) 使用済小型電子機器等の再資源化のあり方について」、「(5) ごみの減量促進について」の5点が挙げられると考えます。

したがって、本市の目指すべき今後の方向性を示すため、(1)～(5)の事項について、審議会において意見を交わし、協議・検討した結果を、以下に示します。

(1) 普及・啓発のあり方について

循環型社会を実現するには、市民・事業者・行政の三者が互いの役割分担に基づいて協力しながら取り組まなければなりません。市民・事業者は循環型社会の実現に向けた取り組みに関する情報収集と環境に対する意識向上に努めるとともに、行政は市民・事業者がこれらの情報を得やすくするよう三者のパートナーシップの構築を目指す必要があります。

少子・高齢社会の到来、情報媒体の多様化等、社会情勢が刻々と変化していく中で、三者の連携強化を図るための取り組みが重要になります。

したがって、普及・啓発のあり方については、広報うらやす、ビーナスニュース、ホームページの内容の更新、充実とともに各種情報端末の普及を踏まえた情報発信及び情報の共有を図ることが必要です。

また、市民・事業者に対する更なる環境意識の普及・啓発、人と人をつなげ、環境活動を活性化する手段として、出前ビーナスを積極的に実施することが望ましいと考えます。

(2) 市民との協働による再資源化のあり方について

市民・行政が協働で、廃棄物の減量を図るためには、市民による再資源化活動を促進し、排出されたごみも出来るだけ焼却・埋め立て処分しないように、行政による再資源化施策を推進することを目指す必要があります。

特に資源物の中でも紙類は、燃やせるごみの約4割を占めています。この紙類の分別収集、とりわけ雑誌とともに回収している紙製容器包装が回収されることで、燃やせるごみの減量・再資源化につながるため、今後は収集方法等の見直しや分別徹底の啓発など、新たな施策の推進について検討することが重要と考えます。

現在、市民団体と事業者による協働として行われ、安定的な資源物の回収に寄与している集団資源回収では、紙類のごみ減量化を大きく推進しています。引き続き、市は広報、市ホームページ、ビーナスニュースなどを活用したPRを推進し、集団資源回収に対する理解と協力を求め、参加者数を増加させるとともに、一般収集とのあり方も検討する必要があると考えます。

いずれにしても、新しい施策の実施にあたっては、これまでのビーナス計画や4Rの推進にあわせて市民への十分な周知はもちろん、それに応じる協働事業の展開が求められます。

(3) 事業系ごみ対策の推進について

事業者へのアンケート結果を見ると、事業所のごみを削減するために、「市はどのような取り組みをするべきだと思うか」という問に対して、「ごみ減量方法を示したマニュアルの配布」が最も多い回答数となっていました。事業者の積極的な4R活動を促進するためには、市からの情報提供が不可欠だと考えます。

また、多量排出事業者については、ごみの減量化計画や廃棄物管理者の設置などを義務付けていますが、現在の条件では該当する事業者に限られるため、事業系ごみの発生・排出抑制、再資源化の効果が限定的です。より多くの事業者が積極的に取り組むよう条件の見直しが必要と考えます。

したがって、事業系ごみ対策の推進については、ごみ減量・再資源化を推進するためのマニュアルの作成、配布、多量排出事業者の該当条件の見直しが重要と考えます。

さらに、食品関連事業者に対する食品廃棄物などの堆肥化、飼料化の推進、排出ルールに違反している事業者に対する直接指導などを推進することが望ましいと考えま

す。

(4) 使用済小型電子機器等の再資源化のあり方について

身の回りにはレアメタルが含まれる部品を使った様々な小型家電品があり、こうした状況をとらえ「都市鉱山」とも言われています。資源を輸入に頼る我が国においては、小型家電製品からのレアメタルの回収は重要な取り組みの一つと考えます。

平成25年4月小型家電品リサイクル法が施行される予定であり、これに伴い、小型家電製品からのレアメタルの回収が今後本格化する見通しです。

したがって、使用済小型電子機器等の再資源化のあり方については、回収方法や品目についての検討が必要になることから、市にとってどのような方法が適しているか調査・研究を推進することが望ましいと考えます。

(5) ごみの減量促進について

本市は、最終処分場を有していないため、焼却残渣の最終処分は、市外（茨城県下妻市・北茨城市）の民間処分場に埋立処分を委託しています。今後も、最終処分場を確保するのが難しい本市にあっては、引き続き最終処分量を抑制していくことが必要となっています。

北茨城市は、東日本大震災で津波被害を受け、多大なガレキが発生し、同市内の民間処分場はこれらを受け入れています。

また、本市の焼却残渣については、埋立処分のほかエコセメント化（再資源化）をすることによって最終処分量を抑制してきましたが、東日本大震災の影響により、エコセメント化している事業者が操業停止となり、エコセメント化していた焼却残渣は、ほぼ全量を下妻市の民間処分場に埋立処分を委託している状況です。下妻市の民間処分量は、以前の約5.7倍（平成23—22年度比較）に及んでいます。

このようなことから、最終処分場の残存期間も早まり、本市にとって、最終処分場の延命化が喫緊の課題となっており、ごみ量の削減、再資源化については、本市にとって重要課題のひとつであると考えます。

また、平成25年2月1日に、焼却残渣を北茨城市内に搬入している約40の自治体からなる「廃棄物と環境を考える協議会」が設置され、廃棄物の減量化や再資源化を促進していく相互ネットワークが構築されたところです。

こうした広域的な自治体間の連携強化は、平常時・災害時問わず、市外に最終処分を依存している自治体が、問題意識の共有化を図る大きな契機となります。

ごみ減量のあり方については、最終処分量の抑制に向けて、ビーナス計画、4Rによるごみ発生・排出抑制、再資源化への効果ある取り組みを、継続的に実行していくべきであると考えます。

6. おわりに

当審議会においては、廃棄物行政を取り巻く環境の変化の中で、本市が置かれている廃棄物処理の現状と課題を整理し、一般廃棄物処理基本計画の基本フレームと重要施策のあり方について、取りまとめたところであります。

今後は、浦安市一般廃棄物処理基本計画の改定をきっかけとして、市民・事業者・行政の3者のパートナーシップの体制が強化されることを願うとともに、本市の廃棄物行政における施策展開にあたり、この答申が十分反映されることを期待するものであります。

浦安市廃棄物等減量審議会の委員名簿

氏 名	職 等	備 考
下 田 直 樹	学 識 経 験 者	会 長
畑 山 文 恵	学 識 経 験 者	副 会 長
野 原 知 香	市民代表（公募）	委 員
吉 本 貞 子	市民代表（公募）	委 員
高 橋 寿美子	市民代表（公募）	委 員
木 村 芙紀子	市 民 代 表	委 員
大 川 幸 子	市 民 代 表	委 員
内 田 千 尋	事 業 者	委 員
木 元 賢	事 業 者	委 員
佐 藤 千 枝	事 業 者	委 員
大 谷 功	事 業 者	委 員
市 原 一 雄	事 業 者	委 員
米 山 泉	事 業 者	委 員
荒 井 孝 雄	廃棄物処理業者	委 員
坪 井 伸 之	廃棄物処理業者	委 員